

特定個人情報保護評価 再実施手続の概要

1 評価の再実施に至る経緯

市民税課は、国が推し進める地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に基づき、税務システムを令和9年1月から標準準拠の税務システム（以降、新システム）に移行し、本番運用予定である。

それに伴い、特定個人情報の保管場所の変更や新システムに記録される特定個人情報ファイルの項目等が変更となるため、重要な変更に該当するとして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」および「特定個人情報保護評価に関する規則」、「特定個人情報保護評価指針」に基づき、個人住民税課税事務（基礎項目評価・全項目評価）に関する特定個人情報保護評価の再実施を行う。

全項目評価の場合、指針に基づく再実施の手続として、①全項目評価書を30日以上公示して広く住民等の意見を求めるパブリックコメント（「パブコメ」）手続きを実施し、得られた意見を考慮して必要な見直しを行うこと、②見直しを行った全項目評価書について第三者点検（徳島市情報公開・個人情報保護審査会）を受けた後に、③当該評価書を個人情報保護委員会に提出・公表（アップロード）することで再実施が完了する。

2 根拠法令等

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（番号法）第27・28条
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）（規則）
- 特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）

3 評価書（素案）修正の概要

評価書は1つの事務に対して1つ作成するものとされ、指針に基づく評価の再実施はカスタマイズプログラミング開始前に行うものとされている。

したがって、令和8年4月のカスタマイズプログラミング開始から令和9年1月予定の新システムの運用開始までは、1つの評価書内で現行の税務システムに関する記載と、ガバメントクラウドへの副本データ移行開始後に関する記載が並存することとなる。

そのため、今回パブリックコメントを行う評価書（案）は、現行の評価書の後ろに新システム稼働後に関する評価書を丸ごと付属させたものとする。